

業 務 仕 様 書

業務名：学内低木剪定および芝(草)刈り等年間管理業務

明治薬科大学

施設管理課

仕様書

業務概要

1. 業務名称：学内低木剪定および芝(草)刈り等年間管理業務
2. 業務場所：東京都清瀬市野塩 2-522-1 (明治薬科大学構内)
3. 業務期間：契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日まで

4. 業務仕様

本業務は、明治薬科大学構内（女子寮せせらぎ敷地を含む）の緑地環境を健全に保つことを目的に、緑地及び建物周辺を対象に低木の剪定および芝（草）刈り等作業を行う。

5. 作業条件

作業日および時間は、月曜日から土曜日を基本として行うものとし、作業時間は午前9時から午後5時までとする。

また、下記の点に留意し、業務を実施すること。

- (1) 契約後、速やかに実施工程表を作成し、監督員に提出して承認を受けること。
- (2) 現場代理人は、作業前および作業中、作業員の作業内容を十分に把握すること。
- (3) 大学の行事スケジュールと整合の取れた柔軟な工程調整を行うこと。
- (4) 草刈りの刈高は2cm程度とし、現場状況により困難な場合は、監督員と協議すること。

6. 作業員の資格

受注者は、本作業の適切な履行・進行管理を図るため、主任管理者を作業時に常駐させ、作業員の統括および安全管理並びに発注者との連絡調整を行わせることとする。また、作業員においても、作業従事の内容により、有資格者等は厚生労働省通達による安全衛生教育受講者（刈払機取扱作業安全衛生教育等）、および農薬管理指導士を配置するものとする。

7. 草刈り作業

対象の緑地および、建物周辺を対象とする。（別紙作業箇所図面参照）刈払機の使用に際し構造物へ損害を与えないように適宜対処することとする。草刈り後に除草剤を散布すること。

8. その他

受注者は、作業時に台風・落雷等の自然災害によって倒れた樹木を発見した際、また、折れ枝が樹上にぶら下がっていることを発見した際は、速やかに監督員に知らせること。

9. 検査

受注者は、完了検査に際し工事写真およびその他の関係書類等を整えておくものとする。